

行政不服審査制度検討会

第2回議事次第

平成18年11月28日（火）9:00～11:00

総務省10階1002会議室

1 議 題

- （1）開会
- （2）今後検討を要する論点について
- （3）主な論点に関する検討資料について
- （4）フリートーキング
- （5）閉会

2 配布資料

- （資料1） 行政不服審査制度検討会運営要領
- （資料2） 「行政不服審査制度研究報告書」における方向性と
今後検討を要する主な論点について
- （資料3） 主な論点に関する検討資料

行政不服審査制度検討会運営要領

1 議事運営の方法について

座長が必要と認める場合、別途有識者等から意見を求めることができる。

2 会議の公開について

会議は原則として非公開とするが、座長の上承を得た者について傍聴を認める。

3 会議の議事要旨等の公開について

毎回、議事要旨を作成し、会議終了後速やかに総務省ホームページに掲載する。議事録についても、毎回、会議の終了後に作成し、出席者による内容確認を経た上で総務省ホームページに掲載する。

「行政不服審査制度研究報告書」における方向性と今後検討を要する主な論点について

○ 総論

- ◎ 制度改革の理念をどう位置付けるか（①行政に対する国民の信頼の確保、②行政運営へのフィードバック機能の強化、③説明責任の徹底、④他制度との整合性、⑤行政改革の要請等）。
- ◎ 現行法の目的（国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保）は改正の必要があるか。
不服申立ての対象を拡大させ、必ずしも直接は権利利益にかかわるとは言えない行政指導や行政上の契約等も不服申立ての対象に加えるのであれば、「国民の権利利益の保護」等、目的をより広くする必要があるのではないか。
- ◎ 簡易迅速性と客観性・公平性（第三者性）のどちらに重きを置いて改正するのか。
- ◎ 行政手続法との関係をどう捉えるか。
- ◎ 訴訟制度との関係はどう設定するか（訴訟前のスクリーニング（前捌き）、訴訟と並立等）。
- ◎ 行政不服審査法は法律に基づく処分のみならず、条例に基づく処分にも適用されるが（一律適用型。行政事件訴訟法も同じ。）、行政手続法は、条例に基づく処分については同法が適用されない（根拠法規区分型）。行政不服審査法については一律適用型のままでよい、根拠法規区分型とするか。
- ◎ 法律の名称や、「不服審査」、「不服申立て」等の用語については整理する必要があるか（改正後の制度の全体像がある程度固まった段階で検討すべきものか。）。

（注）

検討会における議論のメリハリに資するよう、以下の論点については、事務局の判断において、論点ごとに、制度の基本理念・根幹に関わるものについては「㉔」、実務上の問題に関わるものについては「㉕」、その他については「㉖」として分類している。

「行審研報告書」(H18.3)における 方向性	整理 番号	今後検討を要する主な論点
1 不服申立適格 - 行政事件訴訟法に基づく取消訴訟との連続性にも配慮し、現行の取扱いを維持しつつ、行政事件訴訟法9条2項の趣旨・運用も注視しながら柔軟に対応していく必要がある。 - 団体の申立適格について、訴訟制度の動向も踏まえながら対応していく必要がある。	1-① 1-② 1-③ 1-④	㊤ 処分についての不服申立適格については現行法の規定及び解釈（取消訴訟の原告適格の具体的範囲と同一）を維持することでよい。 ㊤ 行政内部の救済制度の申立適格は、行政事件訴訟法の原告適格より広くする必要はあるか（行政事件訴訟法の改正や判例の動向をみれば、既に原告適格の範囲は広がりつつあり、これ以上の広がりを明確に担保できるような規定を作ることは困難か。）。 ㊤ 団体の申立適格については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきということによりか（参考：司法制度改革審議会意見書「少額多数被害への対応」）。 ㊤ 団体訴訟のような少額多数被害の状況はあるか、裁決の効果を不服申立人以外に及ぼす必要性のある場面はあるか、どのような分野で想定されるか。
2 申立ての種類及び審理の基本構造 (1)「審査請求」と「異議申立て」の二元主義の廃止 二元主義を廃止し、一元化を図る必要がある。	2-1-①	㊤ 不服申立ての種類を一元化した場合のデメリットをどう考えるか。（参考） 国については、地方支分部局の長に権限が委任されている場合、原則本省の大臣に審査請求を行えたのが、二元主義が廃止されると、職能分離を図りつつも、不服申立ての審理が当該支分部局限りで行われる場合が生じる。本省で審理してもらいたい者にとって、これは権利救済の後退になるのではないかという批判に対してはどう答えるか（ジュリストNo.1315、p.59 参照）。

(2) 審理の基本構造 ・ 処分庁と申立人を対峙させ、処分担当者以外の者が審理を担当する対審的な構造とし、裁決は原処分権者より上位の者が行うことを原則とするなど、審理の公正性や申立人の手続的保障等に配慮した仕組みとしてはどうか。 ・ 本省や比較的組織の大きい地方支分部局などにおいて処分を行った場合には、処分担当課室等と別の課室等の担当者が審理に当たり、規模の小さい地方支分部局などにおいて処分を行った場合には、その上級行政庁に当たる機関の担当者が審理に当たることが考えられる。	2-1-②	㊦ 不服申立ての種類を一元化した場合、例えば、これまで地方支分部局で行っていた事案についてもすべて本省で審理を行うことになってしまうことも場合によってはあり得るなど、審理が特定の担当に集中し、かえって迅速な処理の支障となるおそれも想定されることから、審理の集中に対する方策や二元主義を存続する類型を検討する必要はないか。
	2-2-①	㊦ 二元主義を廃止した場合、現在は処分庁又は審査庁にある決定・裁決権をだれに帰属させるか。
	2-2-②	㊦ 原処分が地方支分部局で行われた場合の不服申立ての審理を、当該部局と本省のいずれで行うか（審理担当者になるのがいずれの職員か）について、一般的な基準をどう考えるか。
	2-2-③	㊦ 行政官庁法理に基づく従来の規定に、担当者主義の規定をどう織り込むか。制度上の呼称をどうするか。

する府省等にも提出できることとしてどうか。 (4) 審理段階の簡素化 - 大量に行われる処分や第三者機関が関与するなど二段階審理とする合理的な理由があるものを除き、審理は原則一段階としてはどうか。二段階の審理を存置する場合であっても、二段階目の審理については不服申立前置を排除し、直接訴訟を提起することも許容してはどうか。 - 現行の処分権限を委任した場合における再審査請求については、審理を行う者を調整することにより対応すればよいものとする。 (5) 不作為に対する不服申立ての取扱	2-4-① 2-4-② 2-4-③ 2-4-④	㊤ 二段階審理とする合理的な理由があるものにはどのようなものがあるか(㊤大量に行われる処分に対するもの、㊤いずれかの段階で第三者機関が関与するなど。) (参考) 訴願制度改善要綱では「審査請求を認めることとなる処分のうち、課税処分その他大量集中的に行なわれ、かつ、当該処分に対する不服が概して要件事実の認定の当否に係る処分については、法律で異議申立てをすることができるものとするところ。」とされていたところ。 ㊤ 二段階審理を特殊類型として認めるとした場合、どのような審理の類型を設けることとするか。その場合、どのような審理構造とし、申立人の手続的権利等についてどの程度まで規定することとするか。 ㊤ 二段階目の審理について不服申立前置を原則として排除することによりか。例外を認める場合、その要件をどうするか。 ㊤ 「審理を行う者を調整する」方策としては、どのようなものが考えられるか(藤村先生)。
--	---	--

い ・ 処分と同様の手続とすればよいものとする。 ・ 行政手続法の標準処理期間や審査の進捗状況等の情報提供に関する規定により、大部分は代替されているという見方もある。	2-5-① 2-5-② 2-5-③ 2-5-④	㊤ 不作為に対する不服申立て制度をどのように位置付けるか。また、その不服申立ての内容として、事前手続について定めた行政手続法を前提にして、現行の行審法の規定どおり「なんらかの行為」を求める申立てとするか、あるいは、申請に対する処分内容まで求めることができるような申立てとするか。 ㊥ 不作為庁における事務処理の促進という目的から、不作為庁（不作為担当者）が審理を行う合理性もあるのではないか（処分前の不服と後の不服では扱いを変える余地はないか。）。 ㊦ 不作為の不服申立適格は申請者限定でよい。 ㊧ 不作為に対する不服申立てについては、処分に対する不服申立てと別の類型として定めることとするか。また、申立人の手続的権利をどこまで保障することとするか。
（６）第三者性の確保 ・ 現在、申立件数の多い分野や専門的判断を要する分野などにおいて個別に設けられている第三者機関の在り方については、更に検討する必要がある。 ・ 現在、第三者機関が関与していない行政分野について、情報公開・個人情報保護審査会のような仕組みを設け、各行政機関からの諮問を受	2-6-① 2-6-②	㊤ 現存する個別の第三者機関の在り方については更に検討する必要はないか。 ㊥ 分野横断的第三者機関は、裁決機関とするか、諮問機関とするか。 分野横断的第三者機関を裁決機関とした場合、分担管理原則と抵触しないか。 （参考） ・ 「行政不服審査法においては、直近上級行政庁以外に法律により審査庁を定めることがで

ける形として分野横断的に処理を行うことが一つの選択肢ではないかと考えられる。 ・ 第三者機関には、学識経験者、専門家等の参加も可能とするような参与制度などの活用も視野に入れるべき。		き、現に、社会保険審査会などのその例がみられ、これが分担管理原則に違反するものでないことに異論はない。これに対して、行政部内に横断的、総合的な裁決権を有する不服審査機関を設置することができるかどうかの問題は未解決な問題として残されている。すなわち、横断的行政救済機関が答申、勧告、措置要求にとどまる場合については、すでに国地方係争処理委員会、情報公開・個人情報保護審査会にその例がみられる。このような、横断的機関としては私人との関係における総合的行政審判を設置し、これに、対外的法効果を有する裁決権まで付与することも考えられる。これが全体としての主任の大臣の分担管理を侵害するものであるかどうか問題となる。」（塩野・行政法Ⅲ[第三版]p.61～） 2-6-③ ㊦ 分野横断的第三者機関は新たに設置するべきか、既存組織の統合等により可能か。分野横断的第三者機関の処理能力をどのように確保するか。 2-6-④ ㊦ 分野横断的第三者機関の処理能力を補完するために、当該分野の専門家等からなる参与制度を設けてはどうか。 事案によっては、特定分野の専門家が分野横断的第三者機関の委員として参加すべきものがあるのではないか（藤村先生）。 2-6-⑤ ㊦ 分野横断的第三者機関について通達審査権など処分庁に拘束されない手立てを明記すべきか。 2-6-⑥ ㊦ 分野横断的第三者機関での審理において、申立人のアクセス等に問題は生じないか。これを担保する仕組みは必要か。 2-6-⑦ ㊦ 二段階審理を認めるケースについての分野横断的第三者機関への諮問はどのようにするのか（藤村先生）。
--	--	--

第三者機関の審理にかからしめるものとして、㊸当該処分により申立人が重大な権利利益の侵害を被るもの、㊹審理担当者が踏み込むことには一定の限界があると考えられるものなど、特に慎重な手続を要する処分に限定することが適当と考えられる。	2-6-⑧	㊹ 分野横断的第三者機関に付議する案件をどう絞り込むか。 (㊸処分の性質で分ける考え方、㊹機関側で判断する考え方(審理担当者が職権で分野横断的第三者機関へ上げるかどうか判断する、あるいは、分野横断的第三者機関の方が受けるかどうかを判断するなど)等)
第三者機関における手続についても、処分庁が一方の当事者として参加する対審的審理構造を採ることとしてはどうか。	2-6-⑨	㊹ 諮問機関と処分庁の一方当事者としての参加とは、マッチするか。 裁決権者の指名する審理担当者による審理と対審的構造による審理との関係をどのように理解するのか。 分野横断的第三者機関における処分庁の参加を認める場合には、代理人による参加、書面による参加などを許容する必要はないか(藤村先生)。
(7) 地方公共団体における対応 地方公共団体の状況を踏まえ、単独で第三者機関を設置することのほか、共同の処理機関を設けるなど、第三者性の確保の配慮について検討すべき。	2-7-①	㊹ 第三者性確保方策については、地方分権の趣旨から、地方公共団体がある程度自由に制度設計できるようにすべきではないか。(地方公共団体が具体的にどのような第三者性確保方策をとるかは、条例で定めることができるようにすることによいか。) (参考) ただし、仮に裁決機関とする場合には、裁決機関を置くことができるという規定は法律に書く必要がある。 (地方自治法 138 条の4の1 項は「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く」として執行機関の法律主義を定めていることから、条例では裁決機関を置くことはできず、法律で裁決機関を置くこ

裁定的関与については、審査請求と異議申立ての二元主義の廃止の一環として縮減すべきではないか。	2-7-②	とができる旨、規定する必要がある。(塩野・行政法Ⅱ[第四版]p.22 参照)) ㊤ 裁定的関与についてはどのように見直すべきか。
3 審理手続 (1) 審理の原則 - 審理の在り方を努力義務の形で規定することにより、審理においてあるべき原則を担保することが考えられる。 (審理の在り方) ㊲ 原処分維持の姿勢を前提とするのではなく、客観的に審理を行うこと。 ㊳ ㊲の実現のため、原処分を行った者と別組織の者が審理に関わることが望ましいこと。 ㊴ 争点の明確化に努めること。 ㊵ 不当性も含め審理を行うこと。 (2) 審理権限と審理担当官 - 審理権限の帰属を明確化するとともに、審理担当官に係る規定を設けてはどうか。	3-1-① 3-1-② 3-1-③ 3-1-④ 3-2-① 3-2-②	㊤ 審理の原則としてどのような事項を規定するか。 ㊶ 審理の原則を努力義務の形で規定するだけでなく、審理の中立・公平性を確実に担保するために、職能分離に関する規定を法令に規定するなどの必要性はないか(審理担当者の除斥事由規定、処分担当者と審理担当者の分離規定を設ける等)。(ジュリストNo.1315、p66 参照) ㊷ 行政不服審査制度のメリットとされている不当性審査を行わせるための方策は、努力義務で規定することでよいのか。 ㊸ 処分庁ないし上級行政庁とは言い難く、専門性も有しない「処分担当部署(課室等)と別の部署の担当者」である審理担当者が、理論上、また實際上、原処分の「当、不当」を判断することができるか(藤村先生)。 ㊹ 裁決権者(大臣等)の権限と審理担当官の権限をどう整理するか。 ㊺ 審理担当官の指名基準(条件)をどうするか。

・ 審理担当官は裁決権者が指名することとしてはどうか。	3-2-③	⑥ ALJ（行政法審判官）制度を参照した審理主宰者任用制度の創設の是非（水野先生）。 ※ ALJ=Administrative Law Judge の略。米国連邦行政手続法では、行政法審判官（以下、審判官という。）になるための要件として、アメリカ国内の弁護士資格を有しなければならない。審判官は、訴追又は調査に関与するいかなる者に対しても責任を負わず、かつ、その監督に服しない。また、審判官が担当する事件は、可能な限り輪番制で配分される。審判官の決定は、法律上はあくまで第一次決定に過ぎず、審査請求又は行政機関の職権による審査で取り消されうる。しかし、多くの場合、審判官の決定がそのまま行政機関の最終決定となっている（参考文献：宇賀克也「アメリカ行政法」第2版）。
・ 審理担当官による職権探知に関する規定を置くとともに、これにより知り得た資料等について申立人による閲覧を認めるなど、申立人の不意打ちとならない工夫が求められるのではないか。	3-2-④	⑥ 執行停止の原則化（ないし義務的執行停止要件の大幅緩和）の是非（水野先生）。
	3-2-⑤	⑥ 裁決権者が審理担当者の審理を不十分と認めた場合など、両者の関係をどのように調整するか（藤村先生）。
	3-2-⑥	⑥ 当該処分庁（処分担当者）にも閲覧を認めるか。
	3-2-⑦ 3-2-⑧ 3-2-⑨	⑥ コピーを認めるか。認める場合の費用負担をどうするか。 ⑥ 閲覧を拒むことができる条件をどうするか。 ⑥ 職権探知で得た資料の存在をどのように申立人に知らせるか（リスト作成、それとも対象を特定せず一括請求か）
	3-2-⑩	⑥ 申立人から参考人陳述、物件提出、検証等の申立てがあった場合に、審査庁（審

- 審理担当官の権限として、処分庁及び第三者への資料提出要求権を明確に規定するなど審理促進の観点からの規定の整備を行う必要があるのではないか。 (3) 不服申立人の手続的権利 - 口頭意見陳述において処分庁側の職員に対する申立人の質問権を認めてはどうか。 - 口頭意見陳述を行わない場合にも、処分庁側が弁明書を提出し、申立人が反論書を提出できることとしてはどうか。		理担当官) は、正当な理由がない限り、これに応じる義務があるということを規定すべきか。
	3-2-11	㊦ 行政不服審査制度が達成すべき目標との関係で、職権探知で得た資料を対象とする閲覧制度の趣旨をどのように位置付けるか(中川先生)。
	3-2-12	㊦ 提出期限を設定するか(現行の27条等の手続についても併せて設定するか)。
	3-2-13	㊦ 提出要求の実効性の担保が必要か(証明する資料が提出されない場合には資料がないとみなす等)。
	3-3-1	㊦ 処分庁(処分担当者)に対する質問権の広範な付与は、「迅速な審理」の要請と相反することとなり得るので、申立ての内容、処分の性質(当該処分により重大な権利利益の侵害を被るものなどに限定)、大量処分の分野など、ケースに応じて、柔軟・多様なものとする余地はないか(例えば、審理担当者の判断による書面主義の選択、処分庁の代理人による参加、審理担当者への審理指揮権、審問廷秩序維持権限の付与など)(藤村先生)。
	3-3-2	㊦ 口頭意見陳述は本案審理についてのみ認められるか、要件審理についても認められるか。
	3-3-3	㊦ 口頭意見陳述に処分庁の出席を義務付ける規定が必要か。
	3-3-4	㊦ 質問への回答義務を規定することは必要か。

- 現在の口頭意見陳述では意義に乏しいという意見もあることから、意見陳述の内容面で工夫を行う必要がある。 - 事務処理の遅延の原因となっている口頭意見陳述の日程設定の迅速化について検討する必要がある。 - 処分関係書類全般に対する不服申立人の閲覧・謄写権を認めることが適当と考える。閲覧等の拒否事由は行政手続法 18 条の聴聞の場合と同様としてはどうか。 (4) 事前・事後の手続を統一的に把握する視点 - 聴聞を経た処分についても不服申立てを認める必要があるのではな	3-3-⑤ 3-3-⑥ 3-3-⑦ 3-3-⑧ 3-3-⑨ 3-3-⑩ 3-3-⑪ 3-3-⑫	㊦ 処分庁による意見陳述・質問権について規定する必要はないか。 ㊦ 書面審理においても、申立人による質問書の提出権を認める規定を置く必要はないか。 ㊦ 口頭意見陳述の審理指揮に関する規定を置く必要はないか。 ㊦ 口頭意見陳述の日程設定が事務処理の遅延の一つの原因となっているため、処理の迅速化の観点からの措置にはどのようなものが考えられるか。 ㊦ どのような資料が存在するかについて申立人が把握できる仕組みは必要ないか。 ㊦ コピーを認めるか。認める場合の費用負担をどうするか。 ㊦ 行政不服審査制度が達成すべき目標との関係で、処分関係書類全般を対象とする閲覧制度の趣旨をどのように位置付けるか（中川先生）。 ㊦ 閲覧を拒むことができる条件をどのようにするか（中川先生）。
---	---	--

(2) 審理期間 標準的処理期間を個別に設定し公表するとともに、申立人の求めに応じて進行状況等を示すことを審理を行う行政機関の努力義務としてはどうか。	4-1-④ 4-1-⑤ 4-2	と同様でよい。申立期間の長期化に伴い、この基準は緩和する必要はないか(藤村先生)。 ㊦ 郵送に要する日数の不算入規定を削除すべきか(藤村先生)。 ㊦ 不服申立期間の廃止(二面関係)の是非(水野先生)。 ㊦ 審理と裁決を別の部署が行う場合には裁決機関が標準処理期間を設定し、公表することするか。
5 処分にに関する新たな救済態様 (1) 処分の名あて人本人による申立て ア 処分の名あて人本人による利益処分の義務付けについては、処分権限を有する行政機関に義務付ける形式の裁決を明文化すべきではないか。 イ 処分の名あて人本人による不利益処分の差止めについては、行政手続法の不利益処分に対する事前手続の適用を考慮すべき。	5-1-① 5-1-② 5-1-③	㊦ どのような場合に義務付け・差止めを求めることができることとするか。行訴法のように重大な損害の発生の有無を要件とする必要はないか。 ㊦ (1)イ及び(2)ア・イの場合における救済は、事前手続を定めた行政手続法により対応することとしてよい。 ㊦ 行訴法のように無効確認の不服申立てを認める必要性はないか。

(2) 第三者による申立て ア 第三者による不利益処分の義務付けについては、行政手続法の不利益処分手続における参加人の規定の強化で対応してはどうか。 イ 第三者による利益処分の差止めについては、行政手続法の参加手続の強化により対応してはどうか。		
6 処分以外のものに対する不服申立て ・ 処分以外の行政上の行為の中で、国民の権利利益に触れるような場合には、不服申立制度を設けておくことが望ましい。 ア 行政指導 ・ 根拠が法定されているものについては、法令に定める要件に照らして救済を認めることは意義がある。 ・ 根拠が法定されていないものについては、行政手続法に反しているものや法令の趣旨を逸脱しているものについて、救済の道を設ける必要がある。	6-① 6-② 6-③ 6-④ 6-⑤	㊤ 処分以外の行政上の行為に対する不服申立制度の基本的性格はどうするか(苦情処理に近いものとして制度設計するか、現行不服申立制度に近いものとして制度設計するか。) ㊤ 行政苦情あっせん・行政苦情相談等の現行制度との関係をどのように整理すべきか。 ㊤ 処分に対する不服申立ての場合と異なる取扱いを行うべき手続はどの部分か。例えば、不服申立適格については規定を書き分けるべきか。 ㊤ 行政指導については、行政手続法の適用除外規定と同様に、適用除外の範囲を考えてよいか(藤村先生)。 ㊤ 行政指導、行政指導以外の事実行為及び行政上の契約について、㊦その範囲、㊦違法性・不当性の判断基準、㊦その救済方法についてはどうするか(「行政不

・ 地方公共団体の行う法令の根拠のないものの取扱いについては、なお検討の必要がある。 イ 行政指導以外の事実行為 ・ 単発の行為で継続性のない事実行為については、何らかの形で不服申立てのみちをもうけることが必要ではないか。 ウ 行政上の契約 ・ 行政上の契約のうち、遵守すべき規範が民事上のものと別途の形で存在しているものについて、不服申立ての手続を設けることが適当ではないか。 エ 行政立法 ・ 意見公募手続のような事前手続の充実により対応することを基本とし、処分性を有するとされるもの以外は、不服申立ての対象とすることは適当でない。 オ 行政計画 ・ 統一的な救済制度ではなく、分野	服審査制度の特定事項に関する調査研究報告書」における方向性と今後検討を要する論点について事務局において整理中)。
---	---

	7-3-④	㊦ 不服申立てに国家賠償請求訴訟の時効中断効を付与することの是非（水野先生）。
--	-------	---

主な論点に関する検討資料

※ 本資料は、『「行政不服審査制度研究報告書」における方向性と今後検討を要する主な論点について』の中で取り上げられている論点について検討するための資料として、各論点ごとに i) 現行制度、ii) 問題の所在、iii) 今後検討を要する論点及び検討の方向性（たたき台）を整理したものである。

○ 論点の検討スケジュール（予定）

主な論点	予定回
1 不服申立適格	第 4 回
2 申立ての種類及び審理の基本構造	第 2 回
3 審理手続	第 3 回
4 申立期間及び審理期間	第 4 回
5 処分に関する新たな救済態様	第 5 回・6 回
6 処分以外のものに対する不服申立て	第 7 回・8 回
7 その他	第 4 回
8 各論点を通じて地方公共団体における取扱いに係るもの	第 9 回

目 次

2 申立ての種類及び審理の基本構造

(1) 「審査請求」と「異議申立て」の二元主義の廃止……………	1
(2) 審理の基本構造……………	3
(3) 不服申立ての提出先……………	8
(4) 審理段階の簡素化……………	9
(5) 不作為に対する不服申立ての取扱い	
※「5 処分に関する新たな救済態様」において検討	
(6) 第三者性の確保……………	13

2 申立ての種類及び審理の基本構造

(1)「審査請求」と「異議申立て」の二元主義の廃止

ア 現行制度

- (ア) 原則として、処分庁に上級行政庁があるときには直近上級行政庁（特別の定めがあるときはそれ以外の所定の行政庁）に対する審査請求、上級行政庁がないときには処分庁に対する異議申立て（特別の定めがあるときは処分庁以外の所定の行政庁に対する審査請求）をすることができることとなっている（行審法第5条、第6条）。
- (イ) 異議申立ての場合には、審査請求の場合のように弁明書・反論書の提出（同法第22条、23条）、処分庁からの物件の提出・閲覧（同法第33条）が規定されておらず、また、不服申立ての一方当事者たる処分庁が自ら審理を行う仕組みとなっている。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- (ア) 審査請求と異議申立てとで申立人の手続的権利に差異があるが、行政機関の構成や権限委任の有無などによりそのような差異が生ずることは適当ではないこと、手続の一本化を図ることは国民に分かりやすいことから、審査請求と異議申立ての二元主義を廃止し、一元化を図る必要がある（行審研報告書 p. 6）。
- (イ) 審査請求に関しては、処分庁が審理手続上の当事者として登場しないことから、争点が明確化されず審理が進みにくく、また、処分庁の自己反省機能が発揮されにくい仕組みとなっている。

ウ 今後検討を要する論点

【論点2-1-① ㉔】

不服申立ての種類を一元化した場合のデメリットをどう考えるか。

- 国については、地方支分部局の長に権限が委任されている場合、原則本省の大臣に審査請求を行えたのが、二元主義が廃止されると、職能分離を図るにしても、不服申立ての審理が当該支分部局限りで行われる場合が生じる。本省で審理してもらいたい者にとって、これは権利救済の後退になるのではないかという批判に対してはどう答えるか（ジュリストNo.1315、p. 59）。

【検討の方向性】

本省における書面審理に代え、処分庁と申立人を対峙させ、処分担当者とは別の者が審理を担当する対審的な審理構造を採るとともに、審理手続における申立人の手続的権利を強化する等により、申立人による十分な攻撃防御を通じてより一層の中立・公平な審理の確保が可能となることから（ジュリストNo.1315、p. 59

～60 島村発言参照)、権利救済の後退という批判は当たらないのではないか。

【論点 2-1-② ㊸】

不服申立ての種類を一元化した場合、例えば、これまで地方支分部局で行っていた事案についてもすべて本省で審理を行うこととなってしまうことも場合によってはあり得るなど、審理が特定の担当に集中し、かえって迅速な処理の支障となるおそれも想定されることから、審理の集中に対する方策や二元主義を存続する類型を検討する必要はないか。

【検討の方向性】

審理の集中に対する方策については、様々な方策が考えられるが、例えば、審理担当官を複数指名するなど、審理担当官の指名の在り方（「3（2）審理権限と審理担当官」整理番号 3-2-②）として検討することとしてはどうか。

また、二元主義を存続する類型については、二段階審理とする合理的な理由があるもの（「2（4）審理段階の簡素化」整理番号 2-4-①）において検討することとしてはどうか。

(2) 審理の基本構造

ア 現行制度

- (ア) 異議申立ては、異議申立人からの不服申立てを処分庁自らが審理する。
また、審査請求は、審査請求人からの不服申立てを処分庁以外の審査庁が審理する。審査請求の場合、処分庁は、弁明書と証拠の提出（行審法第 22 条、第 33 条第 1 項）を除き、審理手続の過程で登場しない。
- (イ) 書面審理主義が原則。不服申立人の申立てがあったときは、口頭意見陳述の機会を付与（同法第 25 条第 1 項、第 48 条、第 56 条）。
- (ウ) 異議申立てに対する決定権者は処分庁であり（同法第 47 条）、審査請求に対する裁決権者は審査庁である（同法第 40 条）。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- (ア) 異議申立て、審査請求ともに片面審理構造とも呼ぶべき構造になっている。第三者性ないし客観性に関する国民の不信感を払拭しきれていない。処分庁を一方当事者として明確に位置付けて申立人と対峙させ、処分庁における処分担当者とは別の立場にある者が審理を担当すること（対審的な構造）、最終的な裁決についても、原処分権者が大臣等の場合を除き、原処分権者より上位の者が行うことなど、審理の公正性や申立人の手続的保障等に配慮した仕組みとすることを基本としてはどうか。（事後救済研報告書 p. 21～22。行審研報告書 p. 7）
- (イ) 法律等により、処分権限を民間検査機関など行政機関以外の者に委任した場合には、既に多数の立法例があるように、行政責任を担保する観点から、本来の処分権限を有する行政機関が審理を行うことを併せて統一ルールとしてはどうか。（行審研報告書 p. 7）
- (ウ) 地方公共団体については、東京都のように不服申立ての処理を行う専門部署を設けている例がある一方、ヒアリングを行った市からは、地方公共団体の規模が小さくなればなるほど処分担当者とは別の審理担当者を設けることは困難ではないかとの意見もあったところである（第 1 回検討会資料 8「地方公共団体ヒアリング結果」p. 4 の G 市の意見）。

ウ 今後検討を要する主な論点（関連項目：「3 審理手続」）

【論点 2-2-① ㊤】

二元主義を廃止した場合、現在は処分庁又は審査庁にある決定・裁決権をだれに帰属させるか。

【検討の方向性】

審理の体制に関しては後述の論点の検討が必要であるが、最終的な裁決については、原処分権者が大臣等の場合を除き、原処分権者より上位の者が行うことを原則としてはどうか。

【論点 2-2-② ㊤】

原処分が地方支分部局で行われた場合の不服申立ての審理を、当該部局と本省のいずれで行うか（審理担当者になるのがいずれの職員か）について、一般的な基準をどう考えるか。

実際に審理担当者を確保できるか、審理能力の確保は可能か。

【検討の方向性】

以下のいずれかにしてはどうか。

（案 1） 職能分離を図り、対審的構造を採ることができれば、審理担当者をどの組織から選ぶかは任意とし、審理担当者を当該地方支分部局から選ぶか、その上級行政庁から選ぶかは、その組織の実情を把握する各省が判断する。

例えば、原処分を地方支分部局の長が行うケースで裁決権者が本省（上級行政庁）である場合、地方支分部局における審理担当者を処分担当者の属する部署以外の部署の職員とすることにより、裁決決定手続が煩瑣となり、「簡易迅速」の要請に合致しないと認められる場合や、審理担当者として適当な人材が得られない場合などは、各府省の判断で、審理自体も本省（上級行政庁）で行うこととすることを許容してよいのではないか。

（案 2） 審理担当者は本省の職員とする。

（案 3） 「規模が大きい地方支分部局」と「規模が小さい地方支分部局」とに区分し、前者の審理担当者は、地方支分部局の処分担当者の属する部署以外の部署の職員とし、後者の審理担当者は、本省の職員とする。

※ 注 実際に審理担当者を確保できるかについては、各府省ヒアリングで確認する必要がある。

【論点 2-2-③ ④】

行政官庁法理に基づく従来の規定に、担当者主義の規定をどう織り込むか。制度上の呼称をどうするか。

（現行の規定では、審理を行う主体は、審査庁という行政官庁法理に基づく主体となっているが、処分担当者と審理担当者という行政官庁法理から外れた考え方をを用いる場合、どのように規定するか。）

㊦ 「処分担当者」、「審理担当者」の定義又は要件を書く場合、どのようなものになるか（処分担当者については「処分の決裁を起案した者」、「処分の内容等について実質的に判断した者」等。審理担当者については、「処分担当者以外の者で中立的な判断ができる者」等）。

㊧ 「処分担当者」、「審理担当者」の定義又は要件を書かない場合、どのような規定とするのか（審理の基本原則の一部として、執行と審理の分離を書くなど。）

【検討の方向性】

(ア) 「処分担当者」（仮称）については、審理担当者の概念と切り分ける必要があることから、処分の内容等について実質的に判断する部署に所属する者をいうとするなど、適切な表現を検討してはどうか。

(イ) 不服申立ての審理は、処分庁の直近上級行政庁が指名する職員その他政令で定める者が担当することとしてはどうか。

審理担当者（仮称）については、聴聞主宰者に関する行政手続法第 19 条第 2 項の規定と同様の除斥事由を規定してはどうか。その除斥事由の一に「処分担当者」を規定してはどうか。（論点 3-1-②参照）

(ウ) 制度上の呼称については、「3 審理手続（2）審理権限と審理担当官」で検討することとする。

（参照条文）

○ 行政手続法

（不服申立て）

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であったことのある者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人

又は補助監督人

六 参加人以外の関係

【論点 2-2-④ ㊸】

大量処分などの分野などにおいては、様々な事例があるために、厳密な対審構造を採ることは、迅速処理に困難をきたす場合があり、また、行政分野ごとの専門性の度合いに応じて審理担当者に要求される専門性の度合いにも差異があり、さらに、行政組織の各分野・各段階における人材資源の状況にも差異があるので、これらの状況や審理段階に応じて、緩やかな対審構造を認める必要はないか。

【検討の方向性】

大量に行われる処分に対する不服申立てについては、迅速処理を条件として、例外的に二段階の審理を存置することで対応してはどうか。

(二段階の審理の存置については、「2 申立ての種類及び審理の基本構造(4) 審理段階の簡素化」で検討することとする。また、迅速処理の確保方策については、「4 申立期間及び審理期間」等で検討することとする。)

【論点 2-2-⑤ ㊹】

(民間検査機関等へ処分権限を委任した場合の不服申立ての処理については、)現状では個別法に特例として規定されているが、統ルールとして定めるか。

【検討の方向性】

本来の処分権限を有する行政機関が審理を行うことを関連法整備方針又は行審法本体に統ルールとして定めることとしてはどうか。

(ただし、処分権限を委任した場合、行政機関には処分権限がなくなるため、行審法本体に統ルールを規定しようとする場合、当該行政機関に「本来の処分権限」を留保する趣旨の個別法の法律改正が必要であるとも考えられるので、権限の所在は個別法で定めることとし、個別法に定めがないときは所管の大臣が裁決庁となるというような案も考えられる。)

○ 民間検査機関等へ処分権限を委任した場合の不服申立ての特例の例

指定確認検査機関が行った建築確認に不服がある者は、建築確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求を行う(建築基準法第94条)。

(参照条文)

○ 建築基準法

(不服申立て)

第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、

行政不服審査法第三条第二項に規定する処分庁又は不作為庁が、…略…、指定確認検査機関である場合にあっては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項（…略…）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。

(3) 不服申立ての提出先

ア 現行制度

- ・ 審査請求書は審査庁に、異議申立書は処分庁にそれぞれ直接提出されることを原則としている。なお、審査請求書については処分庁を経由して提出することもできる（行審法第3条、第17条）。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- ・ 原則としては、原処分権者より上位の者が裁決権者となることから、その裁決権者が不服申立ての宛先となるが、不服申立書の提出先については、申立人側の分りやすさや便宜に考慮する観点から、処分庁にも提出でき、処分庁の所属する府省等の窓口にも提出できることとしてはどうか（行審研報告書 p. 7）。

ウ 今後検討を要する論点

【論点 2－3 ㊤】

提出先での不服申立書の滞留を避けるための方策が必要ではないか。

【検討の方向性】

行審法第17条を参考に、処分を行った行政機関の長等が不服申立書の提出を受けた場合には直ちに審理担当者へ送付することとし、具体的な送付期限については定めないこととしてはどうか。

また、審理担当者へ不服申立書を送付する際には、その旨を申立人に対して通知することとしてはどうか（「3 審理手続（2）審理権限と審理担当官」で検討）。

(4) 審理段階の簡素化

ア 現行制度

- (7) 処分庁に上級行政庁があるときには審査請求をすることができ、さらに、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるときには異議申立てをすることもできる（行審法第5条第1項第1号、第6条第3号）。なお、審査請求と異議申立ての両方をするときには、異議申立ての決定を経た後でなければ審査請求を行うことができない（同法第20条）。
- (1) 審査請求の裁決に不服がある者は、法律に定めがある場合や処分権限が委任されている場合に、再審査請求をすることができる（同法第8条）。

(参照条文)

○ 国税通則法

(国税に関する処分についての不服申立て)

第七十五条 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる。

一 税務署長がした処分（次項に規定する処分を除く。） その処分をした税務署長に対する異議申立て

二～五 略

2 略

3 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は前項第一号の規定による異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。第五項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

4～6 略

○ 健康保険法

(審査請求及び再審査請求)

第百八十九条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2～4 略

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- (7) 審査請求と異議申立ての二元主義の廃止の考え（「2（1）「審査請求と異議申立ての二元主義の廃止」に従うと審理は原則一段階となるところ、現行制度は、個別立法に基づき、㊦異議申立て及び審査請求の二段階の手続、あるいは㊧

審査請求及び再審査請求の二段階の手続を設定することを予定しているものがあるが、二段階の手続を経るのは、大量に行われる処分に対するものやいずれかの段階で第三者機関が関与するなど二段階手続を置く合理的な理由のあるものに限ることとしてはどうか。さらに、二段階審理を存置する場合でも、二段階目の審理については、不服申立前置を排除し、直接訴訟を提起することも許容してはどうか（行審研報告書 p. 7）。

- (イ) 現行制度における処分権限を他の機関に委任した場合の本来審理を行うべき行政機関に対する再審査請求手続に関する審理段階の簡素化（一段階化）を採用する場合については、審理を行う者を調整することにより対応すればよいものとする（行審研報告書 p. 8）。
- (ロ) 不服申立ての簡易迅速性を重視する視点から、法律でもって、異議申立てと審査請求の順、審査請求と再審査請求の順で認めている二段階手続を、原則どおり審査請求中心の一段階にとどめる（事後救済研報告書 p. 35）。
- (ハ) 以上に関しては、実質的に二段階審理の仕組みを採用することを可能としつつ、形としてはすべて一段階にそろえる（一個の申立てに対する一個の裁決のみとする）という方法も考えられるか。

ウ 今後検討を要する論点

【論点 2－4－① ㊸】

二段階審理とする合理的な理由があるものにはどのようなものがあるか（㊸大量に行われる処分に対するもの、㊸いずれかの段階で第三者機関が関与するなど。）。

【検討の方向性】

- (ア) 現行制度において二段階審理となっているもののうち、㊸課税処分その他大量集中的に行われ、かつ、当該処分に対する不服が概して要件事実の認定の当否に係るもの（訴願制度改善要綱）については、二段階審理を特殊類型として認めることとしてはどうか。
- (イ) ㊸審理に第三者機関が関与するものについては、以下のいずれかにしてはどうか。
 - (案 1) 上記㊸と同様、二段階審理を存置する。
 - (案 2) 分野横断的な第三者機関の諮問制度の導入に伴い、個別の法令で特別の定めがない限り、二段階審理を廃止する。

【論点 2-4-② ㉔】

二段階審理を特殊類型として認めるとした場合、どのような審理の類型を設けることとするか。その場合、どのような審理構造とし、申立人の手続的権利等についてどの程度まで規定することとするか。

【検討の方向性】

以下のいずれかにしてはどうか。

(案 1) 二段階とも、一元化される不服申立手続と同様の審理手続とする。

(案 2) 個別の法令で特別の規定があるものを除き、一元化される不服申立ての前処理的なものとして、簡易迅速性を重視した現行の異議申立て制度のような不服申立て手続を特殊類型として認め、これに不服がある場合に正式な不服申立てを行うこととする。一段階目の審理については、迅速な処理を確保するため、処分担当者が審理を担当し、申立人の手続的権利についても事実認定に係る最低限のものにとどめ、一定期間内に申立人による新たな主張証拠提出を踏まえて処分庁が改めて本格的に検討し直し判断することとしてはどうか。

【論点 2-4-③ ㉕】

二段階目の審理について不服申立前置を原則として排除することでよいか。例外を認める場合、その要件をどうするか。

【検討の方向性】

以下のいずれかにしてはどうか。

(案 1) 二段階目の審理について、原則として不服申立前置を排除し、申立人の選択により、直ちに訴訟を提起することができることとする。

(案 2) 一段目の審理を簡略な手続とし、一定期間内に判断することとした場合（上記論点 2-4-②の案 2）、不服申立前置については個別法の立法政策に委ねることとする（労災保険法第 40 条等参照）。

（参照条文）

○ 労働者災害補償保険法

第四十条 第三十八条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 再審査請求がされた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。
- 二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【論点 2－4－④ ㊸】

「審理を行う者を調整する」方策としては、どのようなものが考えられるか。

【検討の方向性】

審理担当官の指名の在り方については、審理手続の在り方（「3（2）審理権限と審理担当官」）において検討することとしてはどうか。

(6) 第三者性の確保

ア 現行制度

- ・ 上級行政庁がない場合においても、例外として審査請求を認める（第三者機関に対する審査請求）（法第5条第1項第2号）。
（「(参考) 行政不服審査に係る第三者機関の例」参照）。

イ 問題の所在（指摘されている事項等）

- (7) 現在、申立件数の多い分野や専門的判断を要する分野などにおいて、個別に第三者機関が関与する仕組みが採られている。これらの個別の機関の在り方については更に検討の必要がある。（行審研報告書 p. 8）
- (i) 現在、第三者機関が関与していない行政分野について、情報公開・個人情報保護審査会のような仕組みを設け、各行政機関からの諮問を受ける形としてそこで分野横断的に処理を行うことが一つの選択肢ではないか。（行審研報告書 p. 9）
- (u) 第三者機関には、学識経験者、専門家等の参加も可能とするような参与制度などの活用も視野に入れるべき。（行審研報告書 p. 9）
- (e) 第三者機関の審理にかからしめることが適当なものとしては、①当該処分により申立人が重大な権利利益の侵害を被るもの、②審理担当者が踏み込むことには一定の限界があると考えられるものなど、特に慎重な手続を要する処分に限定することが適当と考えられる。（行審研報告書 p. 9）
- (o) 現在は、第三者機関での審理に値しないようなものまで諮問等が行われ、重要な案件の審理ができない状態にあるので、諮問等する案件については一定程度絞るべきではないかとの意見が聞かれた（行政不服審査制度研究会における磯部力立教大学教授へのヒアリング結果）。

ウ 今後検討を要する主な論点

【論点 2-6-① A】

現存する個別の第三者機関の在り方については更に検討する必要はないか。

【検討の方向性】

現行の第三者機関の在り方の検討については、検討会における行審制度本体の検討作業と同時に行うのではなく、制度見直しの趣旨を踏まえ、所管省庁が中心となって検討することとしてはどうか。

【論点 2-6-② ㊤】

分野横断的第三者機関は、裁決機関とするか、諮問機関とするか。

分野横断的第三者機関を裁決機関とした場合、分担管理原則と抵触しないか。

【検討の方向性】

分担管理原則に抵触するおそれがあることから諮問機関としてはどうか。

【論点 2-6-③ ㊥】

分野横断的第三者機関は新たに設置すべきか、既存組織の統合等により可能か。

分野横断的第三者機関の処理能力をどのように確保するか。

【検討の方向性】

分野横断的第三者機関を設ける際は、既存組織の統廃合等、行政の簡素効率化の要請と矛盾しないよう調整すべきではないか。

分野横断的第三者機関の処理能力については限界があることから、付議する案件を絞ることで処理能力を確保してはどうか（論点 2-6-⑧参照）。

【論点 2-6-④ ㊦】

分野横断的第三者機関の処理能力を補完するために、当該分野の専門家等からなる参与制度を設けてはどうか。

事案によっては、特定分野の専門家が分野横断的第三者機関の委員として参加すべきものがあるのではないか。

【検討の方向性】

分野横断的第三者機関が必要と認めるときは、当該案件に精通した学識経験者、専門家等を、参与として関与することを特例として認めてはどうか。あるいは、合議制である分野横断的第三者機関の委員として関与することを特例として認めてはどうか。

【論点 2-6-⑤ ㊧】

分野横断的第三者機関について通達審査権など処分庁に拘束されない手立てを明記すべきか。

【検討の方向性】

分野横断的第三者機関は、その設置根拠法令において、処分庁から独立した機関であることが規定され则认为られ、法令解釈に関する行政庁の通達に当然拘束されないものと解されることから、明記する必要はないのではないか。

【論点 2-6-⑥ ㊸】

分野横断的第三者機関での審理において、申立人のアクセス等に問題は生じないか。これを担保する仕組みは必要か。

【検討の方向性】

情報公開・個人情報保護審査会設置法第 12 条を参考に、分野横断的第三者機関が必要と認めるときは、その指名する委員が出張して口頭審理等を行うことができる仕組みを設けてはどうか。

(参照条文)

○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法

(委員による調査手続)

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【論点 2-6-⑦ ㊸】

二段階審理を認めるケースについての分野横断的第三者機関への諮問はどのようにするのか。

【検討の方向性】

二段階審理を認めるケースについて、分野横断的第三者機関へ諮問するものは考え難いのではないか。

なお、二段階審理とする合理的理由があるものに、審理のいずれかの段階で個別の第三者機関が関与するものが該当するかという論点については、論点 2-4-①参照。

【論点 2-6-⑧ ㊸】

分野横断的第三者機関に付議する案件をどう絞り込むか。

(㊸処分の性質で分ける考え方、㊸機関側で判断する考え方(審理担当者が職権で分野横断的第三者機関へ上げるかどうか判断する、あるいは、分野横断的第三者機関の方が受けるかどうかを判断するなど)等)

【検討の方向性】

(㊸) 処分の性質という面から、一定の類型のものについては、義務的に分野横断的第三者機関へ諮問することとし、それ以外のものについても、審理担当者の諮問の申立てがあった場合には、分野横断的第三者機関が相当と認めるときは

諮問を受けることとしてはどうか。

(イ) 義務的に分野横断的第三者機関へ諮問することとするものについては、以下のいずれかにしてはどうか。

(案１) 処分の性質という面から、当該処分により申立人が重大な権利利益の侵害を被るもの、具体的には、聴聞相当処分（行政手続法第 13 条第 2 項の規定に該当する場合を含む。）及び申請拒否処分とする。

ただし、申請拒否処分については、下記(ウ)の場合に限るなど更に案件を絞る必要はないか。

(案２) 審査請求と異議申立ての二元主義を、第一次判断と審理裁決との距離の確保に配慮しつつ一元化するという今回の基本方針に照らし、処分庁に上級行政庁がなく、自ら裁決庁となる場合（主として大臣による処分の場合）とする。

(ウ) 分野横断的第三者機関が諮問を受けるのを相当と認める基準については、原処分に「最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」（民事訴訟法第 318 条第 1 項、第 337 条第 2 項参照）で、今後の他の処分にも影響を与え得るものとしてはどうか。

(参照条文)

○ 民事訴訟法

(上告受理の申立て)

第三百十八条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例(これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

2～5 略

(許可抗告)

第三百三十七条 略

2 前項の高等裁判所は、同項の裁判について、最高裁判所の判例(これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、決定で、抗告を許可しなければならない。

3～6 略

【論点 2-6-⑨ ㊟】

諮問機関と処分庁の一方当事者としての参加とは、マッチするか。

裁決権者の指名する審理担当者による審理と対審的構造による審理との関係をどのように理解するのか。

分野横断的第三者機関における処分庁の参加を認める場合には、代理人による参加、書面による参加などを許容する必要はないか。

【検討の方向性】

分野横断的第三者機関における審理は、審理担当者による審理の仕組みは適用せず、書面審理を原則とし、不服申立人若しくは処分担当者の口頭審理の申立てがあった場合で分野横断的第三者機関がこれに理由があると認めるとき又は分野横断的第三者機関の職権で、口頭による審理の機会を与えることとしてはどうか。

(参考)

行政不服審査に係る第三者機関の例

○ 国における第三者機関の例

情報公開・個人情報保護審査会 情報公開法に基づく開示決定、行政機関等個人情報保護法に基づく開示決定等に対する不服申立てにつき、諮問に応じ調査審議

防衛人事審議会 自衛隊法に基づく自衛官に対する処分への異議申立て又は審査請求の処理

電波監理審議会 電波法等に基づく総務大臣の処分に対する不服申立てについて審査及び議決

恩給審査会 恩給法に基づく処分に対する審査請求につき、諮問に応じ調査審議

中央更生保護会 犯罪者予防更正法に基づき地方更生保護委員会がした処分に関する不服審査及び裁決

関税等不服審査会 関税の確定若しくは徴収に関する処分等に関する審査請求に関する事項について諮問に応じ調査審議

労働保険審査会 労災保険及び雇用保険の再審査請求事件の取扱い

社会保険審査会 健康保険法等の審査請求事件の取扱い

援護審査会 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の異議申立て事件の取扱い

公害健康被害補償不服審査会 公害健康被害の補償に関する法律に係る審査請求の事件の取扱い

○ 地方公共団体における第三者機関の例

介護保険審査会 介護保険法に基づく保険給付に関する処分等に対する不服申立てについて審査及び裁決

障害者介護給付費等不服審査会 市町村の介護給付費等に関する処分に対する都道府県知事への審査請求につき、諮問に応じて調査審議